

◇新型コロナウイルス感染症 感染防止のために◇

## 「新しい生活様式」を実践しましょう

申間市民の  
皆さま、

### 日常生活での基本的感染対策

検温もしましょう!



- ・まめに手洗い、手指消毒
- ・咳エチケットの徹底(外出はマスク着用)
- ・人との間隔はできるだけ2m(最低1m)
- ・「3密」を避ける
- ・会話をするとき、可能な限り対面を避ける
- ・感染が流行している地域の往来は避けて



### 買い物



- ・1人または少人数で空いた時間に
- ・電子決済を利用する
- ・計画を立てて素早く済ます
- ・展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後をあける
- ・通販も利用する

### 娯楽・スポーツなど



- ・公園は、空いた時間、場所を選ぶ
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとる
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・狭い部屋での長居は避ける
- ・歌や応援は距離をとるかオンラインで

### 食事



- ・対面ではなく、横並びで座る
- ・おしゃべりは控えめに
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・お酌や回し飲みは避ける
- ・持ち帰りやテリバーも利用
- ・屋外空間で気持ちよく

### 冠婚葬祭や親族行事



- ・多人数での会食は避ける
- ・風邪の症状があるなら参加しない

### 働き方の新しいスタイル



- ・テレワークの活用を
- ・時差出勤でゆったりと
- ・会議はオンラインで

県ホームページにより  
最新情報をご確認ください

宮崎県 新型コロナ

検索



宮崎県

### 新しい生活様式 ～会食時の エチケット 五箇条～

- 第一条 手洗いの徹底 (例) 入店時、お手洗時などの小まめな手洗い
- 第二条 会話は小声 (例) 大声での会話を避ける
- 第三条 マスクの取り扱いに注意 (例) 店内でマスクを外した場合は、清潔な袋などにしまう
- 第四条 身体的距離の確保 (例) 横並びで座る、向き合うときは1席空けて斜め向かいにする
- 第五条 共有を避ける (例) お酌・お猪口・グラスの回し飲み、大皿を避ける

# 新しい生活様式は始めていますか？



問 医療介護課健康増進係 ☎72 - 0333

## 障がい者(児)への補助制度をご活用ください

～障がい者(児)を支援するための各種制度などをご紹介します～

### 身体障害者タクシー等 利用料金助成

身体に重度の障がいがある方の日常生活の利便を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

- 内容=利用券1枚につき、タクシーなどの小型車利用料金(上限560円)を助成します。ただし利用券の使用は1回乗車につき1枚です。
- 交付枚数=1人につき年度あたり24枚を交付

※上半期(4月～9月分)を期間内に12枚、下半期(10月～翌年3月分)を期間内に12枚交付  
※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

### 障がい者(児)福祉サービス (自立支援給付)

障がい者(児)の日常生活を支えるさまざまなサービスを利用できます。

- 居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、生活介護、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援など
- 放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援など
- 補装具、日常生活用具、自立支援医療、(新)高額障害福祉サービス等給付費など

※詳細についてはお問い合わせください。

### 軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用などの一部を助成します。

- 対象経費=補聴器の購入、修理費
- 助成額=原則として基準額の3分の2

※助成対象条件などの詳細についてはお問い合わせください。

### 重度心身障害者 介護手当

一定の条件を満たす65歳未満の重度心身障がい者と同居する家族で、この方を介護する方を対象に月額5,000円(半年に1回支給)の介護手当を支給します。詳細についてはお問い合わせください。

### 特別児童扶養手当

身体、知的、精神のいずれかに中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。障がいの程度は原則として医師の診断書により判定されますが、障害者手帳の障がい部位・程度により診断書の提出が省略できる場合があります。

- 支給要件=対象児童が一定の障がい状態にあること(診断書などにより県が認定します)。対象児童が20歳未満であること。児童が施設などに入所していないこと。支給を受けようとする父母、養育者の前年所得が基準額以内であることなどがあります。

- 手当額=
  - ・1級(重度)月額52,500円
  - ・2級(中等度)月額34,970円
 ※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

### 特別障害者手当

在宅の身体、知的、精神に著しく障がいのある方に対し、一定の手当を支給します。

- 支給対象者=20歳以上であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい者。
  - 手当額=月額27,350円
- ※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

### 障害児福祉手当

- 支給要件=20歳未満であって、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障がい児。
  - 手当額=月額14,880円
- ※手当額は毎年改定されます。申請に関する詳細についてはお問い合わせください。

### 宮崎県おもいやり 駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証を利用し、提携した商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設で優先して駐車することができます。

※手帳の等級や介護保険の要介護度などの交付基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

### ヘルプマーク・ ヘルプカードの交付

内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に対して、ヘルプマーク、ヘルプカードを交付します。※ヘルプマークの申請には、原則として各種障がい者手帳や、難病を証明する書類などが必要です。詳細についてはお問い合わせください。



問 福祉事務所自立支援係 ☎72 - 1123(内線502、503、504)